

# 考えよう! ペットの飼い方とマナー ～犬と猫の飼い方～



今日、ペットは、多くの家庭で「家族の一員」として大切に飼われ、私たちの暮らしに潤いや安らぎをもたらしてくれています。

しかし、その一方で、人に危害を加えたり、悪臭を放ったり、ペットをめぐる苦情が後を絶ちません。地域の皆さんとあなたの「家族」が楽しく幸せに暮らしていけるように、飼い主のマナーや責任について、今一度考えてみませんか。

☎ 環境政策課環境衛生係 ☎ 44-3115

犬を飼うには…

●犬を飼うには、登録と狂犬病予防注射が必要です

犬を飼う場合、飼い主には「狂犬病予防法」により、犬の登録と犬への狂犬病予防注射が義務付けられています。

犬の登録は、生涯に一度です。犬を飼い始めた日(子犬は、生後90日を経過した日)から30日以内に登録してください。

登録した時にお渡しする「鑑札」は、必ず犬の首輪などに付けておきましょう。

また、生後90日を経過した犬は、年に一度、4～6月に狂犬病予防注射を受けなければいけません。

## ■登録する場所

市役所2階環境政策課環境衛生係

☎ 44-3115

支所1階市民サービス課市民サービス係

☎ 23-9212

■狂犬病予防注射を受ける場所  
最寄りの動物病院



●犬を放し飼いにするのはやめましょう

毎年、犬にかまれたという苦情が市に数件、寄せられています。

放し飼いは、他人に危害を加える恐れのあるほか、交通事故に遭う危険性があります。丈夫な鎖や綱でしっかりとなぎましょう。大きな犬は、「ヤウ」などに入れて飼いましょつ。

また、散歩には引き綱をして出掛けましょつ。

●フンの後始末はできいますか

歩道や公園にフンが放置されているのを見ることがありませんか。ウォーキングをしたり、公園で遊んだりしている時に踏みつけてしまうこともあります。せっかくの楽しい時間もこのような状態では、気持ちよく過ごせません。

公園や道路、他人の所有する土地にフンを放置することは「袋井市まちを美しくする条例」で禁止されています。

散歩には、シャベルとビニール袋など、フンを取る用具を携帯しましょつ。



フンの後始末は、飼い主の最低のマナーです。地域の皆さんの誰もが気持ちよく暮らしていけるように、飼い主一人ひとりが責任を持って行いましょつ。

●犬の鳴き声に注意を

飼い主は気にならなくても、周囲の人には迷惑になることがあります。

犬がほえるのは、本能のひとつです。相手を威嚇したり、ストレスが生じていたり、飼い主に何かを要求したりする時にほえます。犬を全くほえなくさせるように、しつけることはできません。大切なのは、なぜほえているのかを理解して、その原因を取り除いて、ほえるのをやめさせることです。

●飼い犬がいなくなった時、迷い犬を見つけた時は

市役所2階環境政策課環境衛生係（☎44-3115）または、西部保健所衛生薬務課（☎37-2245）へ連絡してください。

市では、毎年30頭を超える迷い犬を捕獲しています。犬を登録した時にお渡しした「鑑札」が首輪などに付いていれば、見つけた時に登録番号から飼い主の方に連絡することができます。

猫を飼うには…

●猫は家の中で飼うようにしましょう

猫を自由に外へ出させることで、交通事故に遭ったり、他の猫のけんかや病気に感染する機会が増えたりします。市内では、毎年300匹以上の猫が路上で死亡しています。



猫は、外が眺められる窓辺や隠れることができる場所、上下に移動できる場所があれば室内でも飼うことができます。また、飼い主が気付かなくても、他の家の敷地にフンをしたり、庭や畑を荒らしたりして迷惑を掛けていることがあります。

●不妊・去勢手術を受けさせましょつ

猫は、1年に2〜3回、1回に2〜8匹の子猫を産みます。

市内では、毎年100匹以上の猫が保健所の引き取りに出されています。飼えない猫や不幸な猫を減らすために、不妊・去勢手術を

受けさせましょつ。

不妊・去勢手術は、生殖器特有の病気の予防や尿マーキング、発情期特有の鳴き声を抑える効果が見られることもあり、性格も穏やかになって、飼いやすくなるといわれています。

最後まで一緒に…

●犬や猫を捨てないで

犬や猫などの愛護動物を捨てることは、犯罪です。

「動物の愛護及び管理に関する法律」で禁止されており、罰金50万円以下の罰則が科せられます。

犬や猫の平均寿命は、10年くらいといわれています。飼い始める時は、先のことまで考えて、きちんと最後まで面倒を見られるかを判断しましょつ。

犬や猫などのペットは、人と同じ命を持ち、私たちの大切な家族の一員です。やむを得ず手放さなくてはならない場合は、責任を持って新たな飼い主を見つけてください。

命の大切さや飼うときのマナーをこれからの未来を創る子どもたちに伝えていしましょつ。